

2017年6月26日  
みずほ銀行（中国）有限公司  
中国アドバイザー一部

—自由貿易試験区関連—

## みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第446号）

# 国務院弁公庁、 2017年版自貿区ネガティブリストを公表 11の自由貿易試験区で統一適用へ

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国務院弁公庁は、2017年6月5日付の『自由貿易試験区における外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2017年版）の印刷・配布に関する通達』（国弁発[2017]51号、以下『2017年版自貿区ネガティブリスト』という）を公布しました。自由貿易試験区における外商投資の参入制限・禁止事項を列挙した『2017年版自貿区ネガティブリスト』は、2017年に新設された第3陣<sup>1</sup>の自由貿易試験区を含めた11の自由貿易試験区で統一適用されます。

### □ 全国版に先行する自貿区版『ネガティブリスト』

中国政府による「放管服（行政簡素化・権限委譲、委譲・管理の結合、サービス改革の最適化）」改革における商事制度改革の一環として、この数年、外商投資企業の届出およびネガティブリストによる管理モデルが模索されてきました。中国市場経済改革の「実験場」という位置づけで2013年に誕生した自由貿易試験区では、区内に限定するかたちで、届出・登記手続きのみで外商投資企業を設立できるようになっています。ただ、自由貿易試験区内限定で適用される『ネガティブリスト』掲載業種については参入を禁止、もしくは一定の制限や認可手続きが課されています。

ネガティブリストによる管理モデルは、これまでの自由貿易試験区での試行経験を踏まえ、2016年10月8日、『外商投資企業設立および変更届出管理暫定弁法』<sup>2</sup>（商務部令[2016]3号）の公布により全国展開されました。全国版のネガティブリストとなる『外商投資産業指導目録』改定版は、すでに当局により承認されており、近いうちに公布されるとみられます。

<sup>1</sup> 第3陣の自由貿易試験区の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第443号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0461-XF-0105.pdf>

<sup>2</sup> 『外商投資企業設立および変更届出管理暫定弁法』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第430号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0446-XF-0105.pdf>

さらに、『外商投資産業指導目録』に記載されている一部制限事項は、引き続き「実験場」である自由貿易試験区のネガティブリストにおいて先行して緩和を試行されています。例を挙げると、公演マネジメント機構の設立について、『外商投資産業指導目録』改定版は中国側の持分支配でなければならないとされていますが、『2017年版自貿区ネガティブリスト』では自由貿易試験区を設立した省市のためにサービスを提供する場合、外商独資で公演マネジメント機構の設立を認める、としています。また、外資による合併・買収については、関連関係のある国内企業の合併・買収を除き、『2017年版自貿区ネガティブリスト』に記載されていない場合、すべて届出管理へと緩和されます。

#### □ 規制緩和が進む自貿区版『ネガティブリスト』

今回の『2017年版自貿区ネガティブリスト』は、2013年9月に初めて『ネガティブリスト』が公布されて以来、4つ目の「自由貿易試験区ネガティブリスト」となり（図表参照）、40領域95項目の制限・禁止事項で構成されています。

【図表】公布済みの自由貿易試験区ネガティブリスト

成文日	ネガティブリスト	適用地域*	項目数
2013年9月29日	『中国（上海）自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2013年）』 <sup>3</sup>	上海	190項目
2014年6月30日	『中国（上海）自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2014年改定）』 <sup>4</sup>	上海	139項目
2015年4月8日	『自由貿易試験区における外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）』 <sup>5</sup>	上海、広東、天津、福建	122項目
2017年6月5日	『自由貿易試験区における外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2017年版）』	上海、広東、天津、福建、遼寧、浙江、河南、湖北、重慶、四川、陝西	95項目

※適用地域は、記載省・市に設立された自由貿易試験区を指す。（公開情報に基づき、中国アドバイザー一部作成）

『2017年版自貿区ネガティブリスト』は2015年版と比べて27項目減少しました。具体的には、「採掘業」の2項目、「製造業」の10項目、「交通運輸業」の2項目、「情報技術サービス業」の1項目、「金融業」の4項目、「リースおよびビジネスサービス業」の4項目、「教育業」の1項目と「文化、スポーツおよび娯楽業」の3項目となります。2015年版と比べて減少した事項の詳細については、12、13ページの日本語仮訳および20、21ページの中国語原文をご参照ください。

<sup>3</sup> 『中国（上海）自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2013年）』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第280号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0284-XF-0105.pdf>

<sup>4</sup> 『中国（上海）自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2014年改定）』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第335号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0340-XF-0105.pdf>

<sup>5</sup> 『自由貿易試験区における外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第381号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/report/branches/express/pdf/R419-0388-XF-0105.pdf>

\*

『2017年版自貿区ネガティブリスト』は、2017年7月10日より施行され、2015年4月8日付の『自由貿易試験区における外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）』は同時に廃止されます。『2017年版自貿区ネガティブリスト』の詳細については、4ページからの日本語仮訳および14ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

(日本語仮訳)

**国务院弁公庁**  
**国弁発[2017]51号**  
**自由貿易試験区における外商投資参入特別管理措置**  
**(ネガティブリスト)(2017年版)の印刷・配布に関する通達**

各省・自治区・直轄市人民政府、国务院各部・委員会・各直属機構：

『自由貿易試験区における外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2017年版)』は、すでに国务院の同意を経た。ここに印刷・配布する。このたびの改訂は外商投資参入をさらに緩和し、新たな高水準の対外開放を実施する重要な措置である。各地区、各部門は真剣に執行し、サービス意識を強化し、監督管理水準を高め、有効にリスクを防止・コントロールされたい。実施中の重大問題は、遅滞なく国务院に報告して指示を請うこと。

『自由貿易試験区における外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2017年版)』は2017年7月10日より実施する。2015年4月8日に印刷・配布した『自由貿易試験区における外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)』は同時に廃止する。

国务院弁公庁  
2017年6月5日

**自由貿易試験区における外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2017年版)**  
**説明**

- 1、 『自由貿易試験区における外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2017年版)』(以下『自貿試験区ネガティブリスト』という)は、現行の関連法律・法規に基づき制定し、すでに国务院の批准を経て、ここに発布する。ネガティブリストは、国民待遇等の原則に合致しない外商投資参入特別管理措置を列挙しており、自由貿易試験区(以下「自貿試験区」と総称する)に適用する。
- 2、 『自貿試験区ネガティブリスト』は、『国民経済業界分類』(GB/T 4754-2011)により15の大分類、40領域、95項目の特別管理措置に区分しており、前版と比べ、10領域、27項目の措置を減少した。このうち、特別管理措置は具体的な業界措置およびすべての業界に適用する水平措置を含む。
- 3、 『自貿試験区ネガティブリスト』において列挙していない、国家の安全、公共秩序、公共文化、金融プルーデンス、政府購買、補助金、特殊手続、非営利組織および税収と関連する特別管理措置は、現行の規定に基づき執行する。自貿試験区内の外商投資が国家安全に係わる場合、必ず『自

由貿易試験区における外商投資国家安全審査試行弁法』に基づき安全審査を行わなければならない。

- 4、 『自貿試験区ネガティブリスト』内の非禁止投資の領域は、必ず外資参入許可を行わなければならない。『自貿試験区ネガティブリスト』外の領域は、自貿試験区内で内外資一致の原則に基づき管理を実施する。
- 5、 香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区の投資家による自貿試験区内での投資は、『自貿試験区ネガティブリスト』を参照して執行する。内地と香港特別行政区、マカオ特別行政区による経済貿易協定およびその補充協議、『海峡兩岸経済合作枠組協定』、中国が締結した自由貿易協定において自貿試験区に適用し、合わせて条件に合致する投資家に対してさらに優遇の開放措置がある場合、関連協議もしくは協定の規定に基づき執行する。

### 自由貿易試験区における外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2017年版）

番号	領域	特別管理措置
1、農林牧漁業		
(1)	種子業	1. 中国の稀有および特有の貴重な優良品種の研究開発、養殖、栽培ならびに関連繁殖材料の生産への投資を禁止する（栽培業、牧畜業、水産業の優良遺伝子を含む）。 2. 農作物、種家禽、水産種苗の遺伝子組換品種の選択育成およびその遺伝子組換種子（苗）の生産への投資を禁止する。 3. 農作物の新品種の選択育成および種子の生産は必ず中国側の持分支配でなければならない。 4. 批准を経ずに、農作物の遺伝子資源を採集することを禁止する。
(2)	漁業	5. 中国国内およびその管轄水域で従事する漁業活動は、必ず中国政府の批准を経なければならない。中国籍漁業船舶の登録・登記をしてはならない。
2、採鉱業		
(3)	排他的経済地域、大陸棚およびその他の管轄海域での探査・開発	6. 中国の排他的経済地域、大陸棚およびその他の管轄海域に対する探査、ボーリング、開発活動は、必ず中国政府の批准を経なければならない。
(4)	石油および天然ガスの探掘および補助活動	7. 石油、天然ガス、炭層ガスの探査、開発への投資は、必ず中国政府が認証した対外協力独占権を有する石油・天然ガス会社と生産物分与契約を締結する方式を通じなければならない。
(5)	非鉄金属鉱物および非金属鉱物の探掘・選鉱および探掘補助活動	8. レアアースの探査、探掘および選鉱への投資を禁止する。許可を経ずに、レアアース鉱区に進入もしくは鉱山地質資料、鉱石サンプルおよび生産工芸技術を取得することを禁止する。 9. タングステン、モリブデン、錫、アンチモン、螢石の探査、探掘への投資を禁止する。 10. 放射性鉱物の探査、探掘、選鉱への投資を禁止する。

(6)	金属鉱物および非金属鉱物の採掘・選鉱	11. グラファイトの探査、採掘。
3、製造業		
(7)	航空製造	12. 幹線・支線航空機的设计・製造と整備は、必ず中国側の持分支配でなければならない。6トン9席(9席を含む)以上の一般航空機的设计、製造と整備は、合併、合作に限る。地面・水面効果翼機の製造および無人機・エアロスタットの設計と製造は、必ず中国側の持分支配でなければならない。
(8)	船舶製造	13. 船舶(ブロックを含む)の修理、設計と製造は、必ず中国側の持分支配でなければならない。
(9)	自動車製造	14. 自動車完成車、専用自動車の製造は、中国側持分比率は50%を下回らない。同一の外商は、国内で2社以下(2社を含む)の同類(乗用車類、商用車類)の完成車製品を生産する合併企業を設立することができ、中国側合併パートナーと共同して国内のその他の自動車生産企業を合併する場合は2社の制限を受けなくてもよい。
(10)	通信設備製造	15. 衛星テレビ・ラジオ地上受信設備および重要部品の生産。
(11)	非鉄金属鉱物の精錬および圧延加工、ならびに放射性鉱物の精錬、加工	16. タングステンの精錬。 17. レアアースの精錬、分離は、合併、合作に限る。 18. 放射性鉱物の精錬、加工への投資を禁止する。
(12)	漢方煎じ薬の加工および漢方製剤の生産	19. 漢方煎じ薬の蒸す、炒る、灸、焼く等の精錬技術の応用および漢方製剤の秘伝処方製品の生産への投資を禁止する。
(13)	核燃料および核放射の加工	20. 核燃料、原子力材料、ウランウム製品および関連原子力技術の生産経営および輸出入は、資質を有する中央企業が専売を実行する。 21. 国有もしくは国有支配企業のみが、放射性固体廃棄物処理活動に従事することができる。
(14)	その他の製造業	22. 象牙の彫刻、虎骨の加工、画仙紙および墨の生産等の民族伝統工芸への投資を禁止する。
4、電力、熱、ガスおよび水の生産および供給業		
(15)	原子力発電	23. 原子力発電所の建設、経営は、必ず中国側の持分支配でなければならない。
(16)	管網設備	24. 都市人口50万人以上の都市ガス、熱および給排水管網の建設、運営は、必ず中国側の持分支配でなければならない。 25. 電力網の建設、経営は、必ず中国側の持分支配でなければならない。
5、卸売および小売業		
(17)	専売および特許経営	26. 葉タバコ、巻タバコ、再乾燥葉タバコおよびその他のタバコ製品の生産、卸売、小売、輸出入への投資を禁止する。 27. 中央備蓄穀物(油)に対して専売制度を実行する。中国貯備糧管理総会社が具体的に中央備蓄穀物(油を含む)の買付、貯蔵、経営および管理に責任を負う。 28. 免税商品の販売業務に対して特許経営および集中統一管理を実行する。 29. 宝くじの発行、販売に対して特許経営を実行し、中華人民共和国国内で国外の宝くじを発行、販売することを禁止する。
6、交通運輸、倉庫および郵政業		

(18)	鉄道運輸	30. 鉄道幹線網の建設、経営は、必ず中国側の持分支配でなければならない。 31. 鉄道旅客運輸会社は、必ず中国側の持分支配でなければならない。
(19)	水上運輸	32. 水上運輸公司（上海自由貿易試験区内に設立する国際船舶運輸企業を除く）は、必ず中国側持分支配でなければならない。かつ国内水路運輸業務およびその補助業務（国内船舶管理、国内船舶代理、国内水上旅客運輸代理および国内水上貨物運輸代理業務等）を経営もしくは中国籍船舶または船腹をチャーターする等の方式で形を変えて経営してはならない。 33. 水上運輸経営者は外国籍船舶を使用して国内水上運輸業務を経営してはならないが、ただし、中国政府の批准を経て、国内において申請した運輸要求に満足できる中国籍船舶がなく、かつ船舶が停泊する港湾もしくは水域が対外開放の港湾もしくは水域である場合、水上運輸経営者は中国政府が規定した期限もしくは運航回数内に、臨時に外国籍船舶を使用して中国港湾間の海上運輸および曳航を使用することができる。 34. 国際・国内船舶代理の外資比率は、51%を超えない。
(20)	航空貨客運輸	35. 公共航空運輸企業は、必ず中国側持分支配でなければならない。単一国外投資家（その関連企業を含む）の投資比率は25%を超えない。企業の法定代表者は、必ず中国籍公民が担当しなければならない。中国公共航空運輸企業のみが国内航空サース（国内積載権）を経営することができ、合わせて中国指定キャリアとして定期および不定期国際航空サービスを提供することができる。
(21)	一般航空サービス	36. 一般航空企業は合併に限り、専ら農林漁作業に従事する一般航空会社を除き、その他の一般航空企業は必ず中国側の持分支配でなければならない。企業の法定代表者は、必ず中国籍公民が担当しなければならない。外国籍航空機もしくは外国籍人員が中国航空機を使用して中国国内において一般航空飛行活動を行うことは批准を取得しなければならない。
(22)	空港と航空交通管理	37. 航空交通管制システムへの投資および経営を禁止する。 38. 民間空港の建設、経営は必ず中国側相対持分支配でなければならない。
(23)	郵政業	39. 郵政企業への投資および郵政サービスの経営を禁止する。 40. 書簡を経営する国内速達業務への投資を禁止する。
7、情報伝送、ソフトウェアおよび情報技術サービス業		
(24)	電信	41. 電信会社は中国がWTO加盟時に開放を承諾した電信業務に限る。このうち、付加価値電信業務（電子商取引を除く）の外資比率は50%を超えず、基礎電信業務の経営者は必ず法に基づき設立した専ら基礎電信業務に従事する会社であり、かつ会社における国有持分もしくは株式は51%を下回らない（上海自貿試験区の元の区域〔28.8km <sup>2</sup> 〕は既存政策に基づき執行する）。
(25)	インターネットおよび関連サービス	42. インターネットニュースサービス、インターネット出版サービス、オンライン番組視聴サービス、オンライン文化経営（音楽を除く）、インターネット公衆発布情報サービスへの投資を禁止する（上述のサービスのうち、中国がWTO加盟時の承諾においてすでに開放した内容を除く）。 43. インターネット地図編制および出版活動への従事を禁止する（上述のサービスのうち、中国がWTO加盟時の承諾においてすでに開放した内容を除く）。 44. インターネットニュース情報サービス単位と国外投資家がインターネットニュース情報サービス業務に関わる合作を行う場合、中国政府に報告して安全評価の実行を経なければならない。
8、金融業		
(26)	銀行業サービス	45. 国外投資家による銀行業金融機関への投資は、金融機関もしくは特定類型機

構でなければならない。具体的な要求は以下のとおり。

(1) 外商独資銀行の株主、中外合弁銀行の外国側株主は金融機関でなければならない。かつ外国側の唯一もしくは支配/主要株主は商業銀行でなければならない。

(2) 中国資本商業銀行、信託会社に投資する場合、金融機関でなければならない。

(3) 農村商業銀行、農村合作銀行、農村信用（合作）聯合社、村鎮銀行に投資する場合、国外銀行でなければならない。

(4) 金融リース会社に投資する場合、金融機関もしくはファイナンスリース会社でなければならない。

(5) 消費者金融会社の主要出資者は、金融機関でなければならない。

(6) マネーブローカー会社に投資する場合、マネーブローカー会社でなければならない。

(7) 金融資産管理会社に投資する場合、金融機関でなければならない。かつ金融資産管理会社の発起・設立に参加してはならない。

(8) 法律・法規が明確にしていない場合、金融機関でなければならない。

46. 国外投資家による銀行業金融機関への投資は、必ず一定金額の総資産要求に合致していなければならない。具体的には以下を含む。

(1) 銀行持分支配権益を取得した国外投資家、および中国資本商業銀行、農村商業銀行、農村合作銀行、村鎮銀行、貸付会社およびその他の銀行に投資する国外投資家は、申請提出前年度年末の総資産は 100 億米ドルを下回ってはならない。

(2) 農村信用（合作）聯合社、信託会社に投資する国外投資家は、申請提出前年度年末の総資産は 10 億米ドルを下回ってはならない。

(3) 支店設立を予定する国外銀行は、申請提出前年度年末の総資産は 200 億米ドルを下回ってはならない。

(4) 中国国外において登録した独立法人資格を有するファイナンスリース会社が金融リース会社の発起人とする場合、直近 1 年年末の総資産は 100 億米ドルもしくは相当の自由兌換可能の通貨を下回ってはならない。

(5) 法律・法規が不適用を明確にしていないその他の銀行業金融機関の国外投資家は、申請提出前年度年末の総資産は 10 億米ドルを下回ってはならない。

47. 国外投資家がマネーブローカー会社への投資は、必ずマネーブローカー業務に従事して 20 年以上で、合わせてマネーブローカー業務に従事に必要なグローバルの機構ネットワークおよび情報通信ネットワーク等の特定条件を有しなければならない。

48. 単独の国外金融機関およびそれに支配される、もしくは共同支配される関連者が発起人もしくは戦略投資家として単独の中国資本商業銀行、農村商業銀行、農村合作銀行、農村信用（合作）聯合社、金融資産管理会社等の銀行業金融機関への持分参加比例の合計は 20% を超えてはならず、複数の国外金融機関およびそれに支配される、もしくは共同支配される関連者が発起人もしくは戦略投資家として単独の中国資本商業銀行、農村商業銀行、農村合作銀行、農村信用（合作）聯合社、金融資産管理会社等の銀行業金融機関への持分参加比例の合計は 25% を超えてはならない。

49. 株主機構類型要求および資質要求に合致するほか、外資銀行は以下の条件の制限も受ける。

(1) 外国銀行の支店は、『中華人民共和国商業銀行法』が経営を許可する「経

		<p>費の代理受取・支払」、「銀行カード業務への従事」に従事することができず、中国国内公民の1件当たり100万人民币元を下回らない定期預金を受け入れることができるほか、外国銀行の支店は中国国内公民に対する人民币業務を営ってはならない。</p> <p>(2) 外国銀行の支店は、本店により2億を下回らない人民币もしくは相当の自由兌換可能の通貨を無償支給し、運転資金の30%は指定される利子生み資産の形式により存在し、定期預金の形式により存在する利子生み資産は中国国内の3行もしくは3行以下の中国資本銀行に預け入れなければならない。</p> <p>(3) 外国銀行の支店の運転資金に準備金等を加えた合計における人民币割合とその人民币リスク資産の比率は8%を下回ってはならない。</p>
(27)	資本市場サービス	<p>50. 先物会社の外資比率は49%を超えてはならない。</p> <p>51. 証券会社の外資比率は49%を超えてはならない。</p> <p>52. 単独の国外投資家が上場した内資証券会社の株式を所持（直接所持および間接支配を含む）する比率は20%を超えてはならない。全部の国外投資家が上場した内資証券会社の株式を所持（直接所持および間接支配を含む）する比率は25%を超えてはならない。</p> <p>53. 証券投資ファンド管理会社の外資比率は49%を超えてはならない。</p> <p>54. 証券取引所の普通会員および先物取引所の会員になってはならない。</p> <p>55. 中国政府に別途規定がある場合を除き、A株証券口座および先物口座の開設を申請してはならない。</p>
(28)	保険業	<p>56. 生命保険会社の外資比率は50%を超えてはならない。国内保険会社が所持する保険資産管理会社の持分の合計は75%を下回ってはならない。</p> <p>57. 保険会社に投資・持分参加する場合、全部の外資株主の出資もしくは持分の比率は会社登録資本の25%に満たさない場合、全部の外資株主は国外金融機関（証券取引所を通じて保険会社の株式を購入する場合を除く）でなければならず、申請を提出する前年度年末の総資産は20億米ドルを下回ってはならない。</p> <p>外資保険会社の設立を申請する外国保険会社は、以下の条件に備えなければならない。</p> <p>(1) 保険業務を営営して30年以上、</p> <p>(2) 中国国内においてすでに代表機構を設立して2年以上、</p> <p>(3) 設立申請を提出する前年度年末の総資産は50億米ドルを下回ってはならない。</p>
9、リースおよびビジネスサービス業		
(29)	法律サービス	<p>58. 外国法律事務所は、代表機構の方式でのみ中国に参入することができ、中国に代表機構を設立、代表を派遣する場合、必ず中国の司法行政部門の許可を経なければならない。</p> <p>59. 中国の法律事務への従事を禁止し、国内法律事務所のパートナーとなってはならない。</p> <p>60. 外国法律事務所の駐中国代表機構は、中国の資格を有する弁護士を雇用してはならず、雇用する補助人員は当事者のために法律サービスを提供してはならない。</p>
(30)	コンサルティングおよび調査	<p>61. 社会調査への投資を禁止する。</p> <p>62. 市場調査は合弁、合作に限り、このうちラジオ・テレビ視聴率調査は必ず中国側の持分支配でなければならない。</p>
10、科学研究および技術サービス業		

(31)	専門技術サービス	<p>63. 大地の測量、海洋の測量作図、測量作図航空撮影、行政区域境界の測量作図、地形図・世界行政区画地図・全国行政区画地図・省級およびそれ以下の行政区画地図・全国教学地図・地方教学地図および3D地図の編制、ナビゲーション電子地図の編制、地域性の地質調査図・鉱山地質・地球物理・地球化学・水文地質・環境地質・地質災害・地質遠隔探査等の調査への投資を禁止する。</p> <p>64. 測量作図会社は必ず中国側の持分支配でなければならない。</p> <p>65. 人体幹細胞、遺伝子診断と治療技術の開発および応用への投資を禁止する。</p> <p>66. 人文社会科学研究機関の設立および運営を禁止する。</p>
1 1、水利、環境および公共施設管理業		
(32)	野生動植物資源の保護	<p>67. 国家が保護する中国原産の野生動植物資源の開発への投資を禁止する。</p> <p>68. 国家重点保護の野生動植物および微生物資源の採集および買付を禁止する。</p>
1 2、教育		
(33)	教育	<p>69. 外国教育機関、その他の組織もしくは個人は、単独で中国公民を主な募集対象とする学校およびその他の教育機関を設立してはならない（非学制類の職業技能研修を含まない）。</p> <p>70. 外国教育機関は、中国教育機関と合作で中国公民を主な募集対象とする教育機関を開設することができ、中外合作教学者は各級の各種教育機関と合作することができる。ただし、</p> <p>(1) 義務教育を実施する教育機関を開設してはならない。</p> <p>(2) 外国の宗教組織、宗教機関、宗教学校および宗教教職人員は、中国国内で合作教学活動に従事してはならず、中外合作教学機関は宗教教育を実行および宗教活動を展開してはならない。中国国内で宗教教育機構に投資してはならない。</p> <p>(3) 普通高校教育機関、高等教育機関および幼児教育は必ず中国側主導でなければならない（校長もしくは主要行政責任者は中国国籍を有し、中国国内に定住していなければならない。理事会、董事会もしくは共同管理委員会の中国側組織人員は2分の1を下回ってはならない。教育教学活動およびカリキュラム教材は、必ず中国の関連法律・法規および関連規定を遵守しなければならない）</p>
1 3、衛生および社会業務		
(34)	衛生	71. 医療機関は合弁、合作に限る。
1 4、文化、スポーツおよび娯楽業		
(35)	ラジオ・テレビの放送、伝送、制作、経営	<p>72. 各級のラジオ局（ステーション）、テレビ局（ステーション）、ラジオ・テレビ周波数・チャンネルおよび時間番組、ラジオ・テレビ伝送ネットワーク（ラジオ・テレビ送信局、中継局〔差転台、収転台を含む〕、ラジオ・テレビ衛星、衛星アップリンク局、衛星中継局、マイクロ波中継局、モニタリング局〔ステーション〕および有線ラジオ・テレビ伝送ネットワーク等）の設立および経営への投資を禁止し、ラジオ・テレビ視聴オンデマンド業務および衛星テレビ・ラジオ地上受信設備据付サービスへの従事を禁止する。</p> <p>73. ラジオ・テレビ番組制作経営会社への投資を禁止する。</p> <p>74. 国外衛星チャンネル国内放送に対して審査・批准制度を実行する。映画およびラジオ・テレビ番組の輸入業務への投資を禁止する。国外映画・テレビドラマの輸入および衛星伝送方式でのその他の国外テレビ番組の輸入は新聞出版ラジオ・テレビ総局が指定する単位に申告する。</p> <p>75. 中外合作制作のテレビドラマ（テレビアニメを含む）に対して許可制度を実行する。</p>

(36)	ニュース・出版、ラジオ・映画・テレビ、金融情報	<p>76. 通信社、新聞・雑誌社、出版社および報道機関の設立への投資を禁止する。</p> <p>77. 外国報道機関が中国国内で常駐報道機関を設立し、中国に駐在記者を派遣する場合、必ず中国政府の批准を経なければならない。</p> <p>78. 外国通信社が中国国内でニュースのサービス業務を提供する場合、必ず中国政府の審査・批准を経なければならない。</p> <p>79. 図書、新聞、定期刊行物、音声・映像製品および電子出版物の編集、出版、制作業務の経営への投資を禁止する。新聞・雑誌紙面の経営を禁止する。ただし、中国政府の批准を経て、合作中国側の経営主導権および内容最終審査権を確保し、合わせて中国政府が承認回答したその他の条件を遵守する場合、中外出版単位はニュース出版中外合作プロジェクトを行うことができる。</p> <p>80. 中外報道機関の業務合作は必ず中国側が主導し、かつ中国政府の批准を経なければならない。</p> <p>81. 出版物の印刷は必ず中国側の持分支配でなければならない。</p> <p>82. 中国政府の批准を経ずに、中国国内で金融情報サービスを提供することを禁止する。</p> <p>83. 国外メディア（外国および香港・マカオ・台湾地区の新聞社、定期刊行物出版社、図書出版社、音楽・映像出版社、電子出版物出版社およびラジオ、映画、テレビ等の大衆放送機構を含む）は、中国国内で代理機構もしくは編集部を設立してはならない。中国政府の批准を経ずに事務機構を設立してはならず、事務機構は連絡、コミュニケーション、コンサルティング、接待サービスのみに従事することができる。</p>
(37)	映画の制作、発行、放映	<p>84. 映画制作会社、発行会社、配給上映会社への投資を禁止し、ただし批准を経た場合、中外企業合作で映画を撮影することを許可する。</p> <p>85. 映画館の建設、経営は、必ず中国側の持分支配でなければならない。映画フィルムの放映は、中国政府が規定する国産映画フィルムと輸入映画フィルムの放映時間比率に合致していなければならない。放映単位による国産映画フィルムの年間放映時間は、映画フィルム放映時間合計の3分の2を下回ってはならない。</p>
(38)	文物および無形文化遺産の保護	<p>86. 文物競売の競売企業、文物仕入販売企業の投資および経営を禁止する。</p> <p>87. 国有文物博物館の投資および経営を禁止する。</p> <p>88. 移動不可の文物および国が出国を禁止している文物を外国人に譲渡、抵当、貸出することを禁止する。</p> <p>89. 無形文化遺産調査機構の設立と経営を禁止する。</p> <p>90. 国外組織もしくは個人が中国国内で行う無形文化遺産調査および考古調査、探査、発掘は、中国との合作の形式を採って専門の審査・批准許可を経なければならない。</p>
(39)	文化・娯楽	<p>91. 文芸公演団体の設立を禁止する。</p> <p>92. 公演マネジメント機構は必ず中国側の持分支配でなければならない（自由貿易試験区を設立した省市のためにサービスを提供する場合を除く）。</p>
15、すべての業界		
(40)	すべての業界	<p>93. 個体工商業者、個人独資企業の投資家、農民專業合作社のメンバーとなって、経営活動に従事してはならない。</p> <p>94. 『外商投資産業指導目録』における禁止類および「合併に限る」、「合作に限る」、「合併、合作に限る」、「中国側持分支配」、「中国側相対持分支配」および外資比率要求の注記があるプロジェクトは、外商投資パートナーシップ企業を設立してはならない。</p>

		95. 国内会社、企業もしくは自然人はそれが国外で合法で設立もしくは支配する会社によりそれと関連関係を有する国内会社を合併・買収する場合、外商投資プロジェクトならびに企業設立および変更事項に係る場合、現行規定に基づき取り扱う。
--	--	---

**自由貿易試験区における外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2017年版）**  
**前版と比べて減少した措置**

大分類	領域	前版と比べて減少した特別管理措置
採鉱業	金属鉱物および非金属鉱物の採掘・選鉱	1. 貴金属（金、銀、プラチナ族）の探査、採掘は、制限類に属する。
		2. リチウム鉱の採掘、選鉱は、制限類に属する
製造業	航空製造	3. 3トン級およびそれ以上の民間ヘリコプターの設計と製造は、必ず中国側の持分支配でなければならない。
		4. 6トン9席以下の一般航空機の設計、製造と整備は、合併、合作に限る。
	船舶製造	5. 船舶用低・中速ディーゼルエンジンおよびクランクシャフトの製造は、必ず中国側の持分支配でなければならない。
		6. 海洋エンジニアリング装備（モジュールを含む）の製造と修理は、必ず中国側の持分支配でなければならない。
	自動車製造	7. 純電気乗用車生産企業を新設して生産する製品は、必ず自己ブランドを使用しなければならず、自主知的財産権およびすでに授權を得た関連発明特許を擁していなければならない。
	軌道交通設備製造	8. 軌道交通運輸設備の製造は、合併、合作に限る（高速鉄道・鉄道旅客専用線・都市間鉄道に付属する乗客サービス施設および設備の研究開発・設計と製造、高速鉄道・鉄道旅客専用線・都市間鉄道と関連する線路および橋梁設備の研究開発・設計と製造、電化鉄道設備および器材の製造、鉄道旅客車両汚物排出設備の製造等を除く）
		9. 都市軌道交通プロジェクト設備の国産化比率は、必ず70%以上に達していなければならない。
通信設備製造	10. 民間衛星の設計と製造、民間衛星のペイロードの製造は、必ず中国側の持分支配でなければならない。	
鉱物の精錬および圧延加工	11. モリブデン、錫（錫化合物を除く）、アンチモン（酸化アンチモンおよび硫化アンチモンを含む）等のレアメタルの精錬は、制限類に属する。	
医薬製造	12. 『野生薬材資源保護管理条例』および『中国稀有・絶滅危惧保護植物名簿』に列挙されている漢方薬材料の加工への投資を禁止する。	
交通運輸業	道路運輸	13. 道路旅客運輸会社は、制限類に属する。
	水上運輸	14. 外国船貨物検数は制限類に属し、合併、合作に限る。
情報技術サービス業	インターネットおよび関連サービス	15. インターネット接続サービス営業場所への投資を禁止する。
金融業	銀行サービス	16. 外国銀行の支店は、『中華人民共和国商業銀行法』が経営を許可する「政府債券の代理発行、代理換金、引受」に従事することができない。
		17. 外資銀行による人民元業務経営の認可取得は、必ず最低開業時間の要求を満たしていなければならない。
		18. 国外投資家による金融資産管理会社への投資は必ず一定金額の総資産

		要求に合致していなければならない。
	保険業務	19. 中国保険監督管理部門の批准を経ずに、外資保険会社はその関連企業と再保険の出再保険および受再保険業務に従事してはならない。
リースおよびビジネスサービス業	会計監査	20. 特殊普通パートナーシップ会計士事務所の首席パートナー（もしくは最高管理の職責を履行するその他の職務）は、必ず中国国籍を有していなければならない。
	統計調査	21. 渉外調査機構資格認定制度および渉外社会調査プロジェクト審査・批准制度を実行する。 22. 格付サービスは、制限類に属する。
	その他のビジネスサービス	23. 私的出入国仲介機構の法定代表者は、必ず国内常住戸籍を有し、完全な民事行為能力を有する中国公民でなければならない。
教育	教育	24. 軍事、警察、政治および党学校等の特殊領域の教育機関を実施してはならない。
文化、スポーツおよび娯楽業	ニュース・出版、ラジオ・映画・テレビ、金融情報	25. 美術品およびデジタル文献データベースおよびその出版物等の文化製品の輸入業務への従事を禁止する（上述のサービスのうち、中国がWTO加盟時の承諾においてすでに開放した内容を除く）。
	文化・娯楽	26. 公演マネジメント機構は制限類に属し、必ず中国側の持分支配でなければならない（「当該省市のためにサービスを提供する場合を除く」から「自貿試験区を設立した省市のためにサービスを提供する場合を除く」に調整する） 27. 大型テーマパークの建設、経営は制限類に属する。

※注：『自由貿易試験区における外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2017年版）』は前版と比べ、合計で10領域、27項目の措置を減少した。うち、減少された領域は、軌道交通設備製造、医薬製造、道路運輸、保険業務、会計監査、その他のビジネスサービス等6領域を含み、同時に4領域が統合・減少された。

(中国語原文)

**国务院办公厅**  
**国办发〔2017〕51号**  
**关于印发自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2017年版）的通知**

各省、自治区、直辖市人民政府，国务院各部委、各直属机构：

《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2017年版）》已经国务院同意，现印发给你们。此次修订进一步放宽外商投资准入，是实施新一轮高水平对外开放的重要举措。各地区、各部门要认真贯彻执行，增强服务意识，提高监管水平，有效防控风险。实施中的重大问题，要及时向国务院请示报告。

《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2017年版）》自2017年7月10日起实施。2015年4月8日印发的《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）》同时废止。

国务院办公厅  
2017年6月5日

**自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2017年版）**

**说明**

- 一、《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2017年版）》（以下简称《自贸试验区负面清单》）依据现行有关法律法规制定，已经国务院批准，现予以发布。负面清单列明了不符合国民待遇等原则的外商投资准入特别管理措施，适用于自由贸易试验区（以下简称自贸试验区）。
- 二、《自贸试验区负面清单》依据《国民经济行业分类》（GB/T 4754—2011）划分为15个门类、40个条目、95项特别管理措施，与上一版相比，减少了10个条目、27项措施。其中特别管理措施包括具体行业措施和适用于所有行业的水平措施。
- 三、《自贸试验区负面清单》中未列出的与国家安全、公共秩序、公共文化、金融审慎、政府采购、补贴、特殊手续、非营利组织和税收相关的特别管理措施，按照现行规定执行。自贸试验区内的外商投资涉及国家安全的，须按照《自由贸易试验区外商投资国家安全审查试行办法》进行安全审查。
- 四、《自贸试验区负面清单》之内的非禁止投资领域，须进行外资准入许可。《自贸试验区负面清单》之外的领域，在自贸试验区内按照内外资一致原则实施管理。
- 五、香港特别行政区、澳门特别行政区、台湾地区投资者在自贸试验区内投资参照《自贸试验区负面清单》执行。内地与香港特别行政区、澳门特别行政区关于建立更紧密经贸关系的安排及其补充协议，《海

峡两岸经济合作框架协议》，我国签署的自贸协定中适用于自贸试验区并对符合条件的投资者有更优惠的开放措施的，按照相关协议或协定的规定执行。

### 自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2017年版）

序号	领域	特别管理措施
一、农、林、牧、渔业		
(一)	种业	1. 禁止投资中国稀有和特有的珍贵优良品种的研发、养殖、种植以及相关繁殖材料的生产（包括种植业、畜牧业、水产业的优良基因）。 2. 禁止投资农作物、种畜禽、水产苗种转基因品种选育及其转基因种子（苗）生产。 3. 农作物新品种选育和种子生产须由中方控股。 4. 未经批准，禁止采集农作物种质资源。
(二)	渔业	5. 在中国境内及其管辖水域从事渔业活动，须经中国政府批准；不得注册登记中国籍渔业船舶。
二、采矿业		
(三)	专属经济区、大陆架和其他管辖海域勘探开发	6. 对中国专属经济区、大陆架和其他管辖海域的勘查、钻探、开发活动，须经中国政府批准。
(四)	石油和天然气开采及开采辅助活动	7. 投资石油、天然气、煤层气的勘探、开发，须通过与中国政府批准的具有对外合作专营权的油气公司签署产品分成合同方式进行。
(五)	有色金属矿和非金属矿采选和开采辅助活动	8. 禁止投资稀土勘查、开采及选矿；未经允许，禁止进入稀土矿区或取得矿山地质资料、矿石样品及生产工艺技术。 9. 禁止投资钨、钼、锡、锑、萤石的勘查、开采。 10. 禁止投资放射性矿产的勘查、开采、选矿。
(六)	金属矿及非金属矿采选	11. 石墨的勘查、开采。
三、制造业		
(七)	航空制造	12. 干线、支线飞机设计、制造与维修，须由中方控股；6吨9座（含）以上通用飞机设计、制造与维修，限于合资、合作；地面、水面效应飞机制造及无人机、浮空器设计与制造，须由中方控股。
(八)	船舶制造	13. 船舶（含分段）修理、设计与制造须由中方控股。
(九)	汽车制造	14. 汽车整车、专用汽车制造，中方股比不低于50%；同一家外商可在国内建立两家以下（含两家）生产同类（乘用车类、商用车类）整车产品的合资企业，如与中方合资伙伴联合兼并国内其他汽车生产企业可不受两家的限制。
(十)	通信设备制造	15. 卫星电视广播地面接收设施及关键件生产。
(十一)	有色金属冶炼和压延加工及放射性矿产冶炼、加工	16. 钨冶炼。 17. 稀土冶炼、分离限于合资、合作。 18. 禁止投资放射性矿产冶炼、加工。
(十二)	中药饮片加工及中成药生产	19. 禁止投资中药饮片的蒸、炒、炙、煅等炮制技术的应用及中成药保密处方产品的生产。
(十三)	核燃料及核辐射加工	20. 核燃料、核材料、铀产品以及相关核技术的生产经营和进出口由具有资质的中央企业实行专营。 21. 国有或国有控股企业才可从事放射性固体废物处置活动。

(十四)	其他制造业	22. 禁止投资象牙雕刻、虎骨加工、宣纸和墨锭生产等民族传统工艺。
四、电力、热力、燃气及水生产和供应业		
(十五)	核力发电	23. 核电站的建设、经营须由中方控股。
(十六)	管网设施	24. 城市人口 50 万以上的城市燃气、热力和供排水管网的建设、经营须由中方控股。 25. 电网的建设、经营须由中方控股。
五、批发和零售业		
(十七)	专营及特许经营	26. 禁止投资烟叶、卷烟、复烤烟叶及其他烟草制品的生产、批发、零售、进出口。 27. 对中央储备粮（油）实行专营制度。中国储备粮管理总公司具体负责中央储备粮（油）的收购、储存、经营和管理。 28. 对免税商品销售业务实行特许经营和集中统一管理。 29. 对彩票发行、销售实行特许经营，禁止在中华人民共和国境内发行、销售境外彩票。
六、交通运输、仓储和邮政业		
(十八)	铁路运输	30. 铁路干线路网的建设、经营须由中方控股。 31. 铁路旅客运输公司须由中方控股。
(十九)	水上运输	32. 水上运输公司（上海自贸试验区内设立的国际船舶运输企业除外）须由中方控股，且不得经营或以租用中国籍船舶或者舱位等方式变相经营国内水路运输业务及其辅助业务（包括国内船舶管理、国内船舶代理、国内水路旅客运输代理和国内水路货物运输代理业务等）。 33. 水路运输经营者不得使用外国籍船舶经营国内水路运输业务，但经中国政府批准，在国内没有能够满足所申请运输要求的中国籍船舶，并且船舶停靠的港口或者水域为对外开放的港口或者水域的情况下，水路运输经营者可以在中国政府规定的期限或者航次内，临时使用外国籍船舶经营中国港口之间的海上运输和拖航。 34. 国际、国内船舶代理企业外资股比不超过 51%。
(二十)	航空客货运输	35. 公共航空运输企业须由中方控股，单一外国投资者（包括其关联企业）投资比例不超过 25%。企业法定代表人须由中国籍公民担任。只有中国公共航空运输企业才能经营国内航空服务（国内载运权），并作为中国指定承运人提供定期和不定期国际航空服务。
(二十一)	通用航空服务	36. 通用航空企业限于合资，除专门从事农、林、渔作业的通用航空企业以外，其他通用航空企业须由中方控股。企业法定代表人须由中国籍公民担任。外籍航空器或者外籍人员使用中国航空器在中国境内进行通用航空飞行活动须取得批准。
(二十二)	机场与空中交通管理	37. 禁止投资和经营空中交通管制系统。 38. 民用机场的建设、经营须由中方相对控股。
(二十三)	邮政业	39. 禁止投资邮政企业和经营邮政服务。 40. 禁止投资经营信件的国内快递业务。
七、信息传输、软件和信息技术服务业		
(二十四)	电信	41. 电信公司限于从事中国入世承诺开放的电信业务，其中：增值电信业务（电子商务除外）外资比例不超过 50%，基础电信业务经营者须为依法设立的专门从事基础电信业务的公司，且公司国有股权或股份不少于 51%（上海自贸试验区原有区域（28.8 平方公里）按既有政策执行）。
(二十五)	互联网和相关服务	42. 禁止投资互联网新闻信息服务、网络出版服务、网络视听节目服务、网络文化经营（音乐除外）、互联网公众发布信息服务（上述服务中，中国入世承诺中已开放的内容除外）。 43. 禁止从事互联网地图编制和出版活动（上述服务中，中国入世承诺中已开放的

		内容除外)。 44. 互联网新闻信息服务单位与外国投资者进行涉及互联网新闻信息服务业务的合作, 应报经中国政府进行安全评估。
八、金融业		
(二十六)	银行业服务	<p>45. 境外投资者投资银行业金融机构, 应为金融机构或特定类型机构。具体要求:</p> <p>(1) 外商独资银行股东、中外合资银行外方股东应为金融机构, 且外方唯一或者控股/主要股东应为商业银行;</p> <p>(2) 投资中资商业银行、信托公司的应为金融机构;</p> <p>(3) 投资农村商业银行、农村合作银行、农村信用(合作)联社、村镇银行的应为境外银行;</p> <p>(4) 投资金融租赁公司的应为金融机构或融资租赁公司;</p> <p>(5) 消费金融公司的主要出资人应为金融机构;</p> <p>(6) 投资货币经纪公司的应为货币经纪公司;</p> <p>(7) 投资金融资产管理公司的应为金融机构, 且不得参与发起设立金融资产管理公司;</p> <p>(8) 法律法规未明确的应为金融机构。</p> <p>46. 境外投资者投资银行业金融机构须符合一定数额的总资产要求, 具体要求如下:</p> <p>(1) 取得银行控股权益的外国投资者, 以及投资中资商业银行、农村商业银行、农村合作银行、村镇银行、贷款公司和其他银行的外国投资者, 提出申请前1年年末总资产应不少于100亿美元;</p> <p>(2) 投资农村信用(合作)联社、信托公司的外国投资者, 提出申请前1年年末总资产应不少于10亿美元;</p> <p>(3) 拟设分行的外国银行, 提出申请前1年年末总资产应不少于200亿美元;</p> <p>(4) 在中国境外注册的具有独立法人资格的融资租赁公司作为金融租赁公司发起人, 最近1年年末总资产应不低于100亿元人民币或等值的可自由兑换货币;</p> <p>(5) 法律法规未明确不适用的其他银行业金融机构的境外投资者, 提出申请前1年年末总资产应不少于10亿美元。</p> <p>47. 境外投资者投资货币经纪公司须从事货币经纪业务20年以上, 并具有从事货币经纪业务所必需的全球机构网络和资讯通信网络等特定条件。</p> <p>48. 单个境外金融机构及被其控制或共同控制的关联方作为发起人或战略投资者向单个中资商业银行、农村商业银行、农村合作银行、农村信用(合作)联社、金融资产管理公司等银行业金融机构投资入股比例不得超过20%, 多个境外金融机构及被其控制或共同控制的关联方作为发起人或战略投资者向单个中资商业银行、农村商业银行、农村合作银行、农村信用(合作)联社、金融资产管理公司等银行业金融机构投资入股比例合计不得超过25%。</p> <p>49. 除符合股东机构类型要求和资质要求外, 外资银行还受限于以下条件:</p> <p>(1) 外国银行分行不可从事《中华人民共和国商业银行法》允许经营的“代理收付款项”、“从事银行卡业务”, 除可以吸收中国境内公民每笔不少于100万元人民币的定期存款外, 外国银行分行不得经营对中国境内公民的人民币业务;</p> <p>(2) 外国银行分行应当由总行无偿拨付不少于2亿元人民币或等值的自由兑换货币, 营运资金的30%应以指定的生息资产形式存在, 以定期存款形式存在的生息资产应当存放在中国境内3家或3家以下的中资银行;</p> <p>(3) 外国银行分行营运资金加准备金等项之和中的人民币份额与其人民币风险资产的比例不可低于8%。</p>
(二十七)	资本市场服务	<p>50. 期货公司外资比例不超过49%。</p> <p>51. 证券公司外资比例不超过49%。</p>

		<p>52. 单个境外投资者持有（包括直接持有和间接控制）上市内资证券公司股份的比例不超过 20%；全部境外投资者持有（包括直接持有和间接控制）上市内资证券公司股份的比例不超过 25%。</p> <p>53. 证券投资基金管理公司外资比例不超过 49%。</p> <p>54. 不得成为证券交易所的普通会员和期货交易所的会员。</p> <p>55. 除中国政府另有规定的情况外，不得申请开立 A 股证券账户以及期货账户。</p>
(二十八)	保险业	<p>56. 寿险公司外资比例不超过 50%；境内保险公司合计持有保险资产管理公司的股份不低于 75%。</p> <p>57. 向保险公司投资入股，全部外资股东出资或者持股比例占公司注册资本不足 25%的，全部外资股东应为境外金融机构（通过证券交易所购买保险公司股票的除外），提出申请前 1 年年末总资产不少于 20 亿美元。</p> <p>申请设立外资保险公司的外国保险公司，应当具备下列条件：</p> <p>(1) 经营保险业务 30 年以上；</p> <p>(2) 在中国境内已经设立代表机构 2 年以上；</p> <p>(3) 提出设立申请前 1 年年末总资产不少于 50 亿美元。</p>
九、租赁和商务服务业		
(二十九)	法律服务	<p>58. 外国律师事务所只能以代表机构的方式进入中国，在华设立代表机构、派驻代表，须经中国司法行政部门许可。</p> <p>59. 禁止从事中国法律事务，不得成为国内律师事务所合伙人。</p> <p>60. 外国律师事务所驻华代表机构不得聘用中国执业律师，聘用的辅助人员不得为当事人提供法律服务。</p>
(三十)	咨询与调查	<p>61. 禁止投资社会调查。</p> <p>62. 市场调查限于合资、合作，其中广播电视收听、收视调查须由中方控股。</p>
十、科学研究和技术服务业		
(三十一)	专业技术服务	<p>63. 禁止投资大地测量、海洋测绘、测绘航空摄影、行政区域界线测绘，地形图、世界政区地图、全国政区地图、省级及以下政区地图、全国性教学地图、地方性教学地图和真三维地图编制，导航电子地图编制，区域性的地质填图、矿产地质、地球物理、地球化学、水文地质、环境地质、地质灾害、遥感地质等调查。</p> <p>64. 测绘公司须由中方控股。</p> <p>65. 禁止投资人体干细胞、基因诊断与治疗技术的开发和应用。</p> <p>66. 禁止设立和运营人文社会科学研究机构。</p>
十一、水利、环境和公共设施管理业		
(三十二)	野生动植物资源保护	<p>67. 禁止投资国家保护的原产于中国的野生动植物资源开发。</p> <p>68. 禁止采集或收购国家重点保护野生动植物和微生物资源。</p>
十二、教育		
(三十三)	教育	<p>69. 外国教育机构、其他组织或者个人不得单独设立以中国公民为主要招生对象的学校及其他教育机构（不包括非学制类职业技能培训）。</p> <p>70. 外国教育机构可以同中国教育机构合作举办以中国公民为主要招生对象的教育机构，中外合作办学者可以合作举办各级各类教育机构，但是：</p> <p>(1) 不得举办实施义务教育机构；</p> <p>(2) 外国宗教组织、宗教机构、宗教院校和宗教教职人员不得在中国境内从事合作办学活动，中外合作办学机构不得进行宗教教育和开展宗教活动；不得在中国境内投资宗教教育机构；</p> <p>(3) 普通高中教育机构、高等教育机构和学前教育须由中方主导（校长或者主要行政负责人应当具有中国国籍，在中国境内定居；理事会、董事会或者联合管理委</p>

		员会的中方组成人员不得少于 1/2；教育教学活动和课程教材须遵守我国相关法律法规及有关规定）。
十三、卫生和社会工作		
(三十四)	卫生	71. 医疗机构限于合资、合作。
十四、文化、体育和娱乐业		
(三十五)	广播电视播出、传输、制作、经营	72. 禁止投资设立和经营各级广播电台（站）、电视台（站）、广播电视频率频道和时段栏目、广播电视传输覆盖网（广播电视发射台、转播台〔包括差转台、收转台〕、广播电视卫星、卫星上行站、卫星收转站、微波站、监测台〔站〕及有线广播电视传输覆盖网等），禁止从事广播电视视频点播业务和卫星电视广播地面接收设施安装服务。 73. 禁止投资广播电视节目制作经营公司。 74. 对境外卫星频道落地实行审批制度。禁止投资电影及广播电视节目的引进业务，引进境外影视剧和以卫星传送方式引进其他境外电视节目由新闻出版广电总局指定的单位申报。 75. 对中外合作制作电视剧（含电视动画片）实行许可制度。
(三十六)	新闻出版、广播影视、金融信息	76. 禁止投资设立通讯社、报刊社、出版社以及新闻机构。 77. 外国新闻机构在中国境内设立常驻新闻机构、向中国派遣常驻记者，须经中国政府批准。 78. 外国通讯社在中国境内提供新闻的服务业务须由中国政府审批。 79. 禁止投资经营图书、报纸、期刊、音像制品和电子出版物的编辑、出版、制作业务；禁止经营报刊版面。但经中国政府批准，在确保合作中方的经营主导权和内容终审权并遵守中国政府批复的其他条件下，中外出版单位可进行新闻出版中外合作项目。 80. 中外新闻机构业务合作须中方主导，且须经中国政府批准。 81. 出版物印刷须由中方控股。 82. 未经中国政府批准，禁止在中国境内提供金融信息服务。 83. 境外传媒（包括外国和港澳台地区报社、期刊社、图书出版社、音像出版社、电子出版物出版公司以及广播、电影、电视等大众传播机构）不得在中国境内设立代理机构或编辑部。未经中国政府批准，不得设立办事机构，办事机构仅可从事联络、沟通、咨询、接待服务。
(三十七)	电影制作、发行、放映	84. 禁止投资电影制作公司、发行公司、院线公司，但经批准，允许中外企业合作摄制电影。 85. 电影院的建设、经营须由中方控股。放映电影片，应当符合中国政府规定的国产电影片与进口电影片放映的时间比例。放映单位年放映国产电影片的时间不得低于年放映电影片时间总和的 2/3。
(三十八)	文物及非物质文化遗产保护	86. 禁止投资和经营文物拍卖的拍卖企业、文物购销企业。 87. 禁止投资和运营国有文物博物馆。 88. 禁止不可移动文物及国家禁止出境的文物转让、抵押、出租给外国人。 89. 禁止设立与经营非物质文化遗产调查机构。 90. 境外组织或个人在中国境内进行非物质文化遗产调查和考古调查、勘探、发掘，应采取与中国合作的形式并经专门审批许可。
(三十九)	文化娱乐	91. 禁止设立文艺表演团体。 92. 演出经纪机构须由中方控股（为设有自贸试验区的省市提供服务的除外）。
十五、所有行业		
(四十)	所有行业	93. 不得作为个体工商户、个人独资企业投资人、农民专业合作社成员，从事经营

		<p>活动。</p> <p>94. 《外商投资产业指导目录》中的禁止类以及标注有“限于合资”、“限于合作”、“限于合资、合作”、“中方控股”、“中方相对控股”和有外资比例要求的项目，不得设立外商投资合伙企业。</p> <p>95. 境内公司、企业或自然人以其在境外合法设立或控制的公司并购与其有关联关系的境内公司，涉及外商投资项目和企业设立及变更事项的，按现行规定办理。</p>
--	--	---

### 自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2017年版）比上一版减少的措施

大类	领域	比上一版减少的特别管理措施
采矿业	金属矿及非金属矿采选	1. 贵金属（金、银、铂族）勘查、开采，属于限制类。
		2. 锂矿开采、选矿，属于限制类。
制造业	航空制造	3. 3吨级及以上民用直升机设计与制造需中方控股。
		4. 6吨9座以下通用飞机设计、制造与维修限于合资、合作。
	船舶制造	5. 船用低、中速柴油机及曲轴制造，须由中方控股。
		6. 海洋工程装备（含模块）制造与修理，须由中方控股。
	汽车制造	7. 新建纯电动乘用车生产企业生产的产品须使用自有品牌，拥有自主知识产权和已授权的相关发明专利。
	轨道交通设备制造	8. 轨道交通设备制造限于合资、合作（与高速铁路、铁路客运专线、城际铁路配套的乘客服务设施和设备的研发、设计与制造，与高速铁路、铁路客运专线、城际铁路相关的轨道和桥梁设备研发、设计与制造，电气化铁路设备和器材制造，铁路客车排污设备制造等除外）。
		9. 城市轨道交通项目设备国产化比例须达到70%及以上。
	通信设备制造	10. 民用卫星设计与制造、民用卫星有效载荷制造须由中方控股。
矿产冶炼和压延加工	11. 钼、锡（锡化合物除外）、铋（含氧化铋和硫化铋）等稀有金属冶炼属于限制类。	
医药制造	12. 禁止投资列入《野生药材资源保护管理条例》和《中国稀有濒危保护植物名录》的中药材加工。	
交通运输业	道路运输	13. 公路旅客运输公司属于限制类。
	水上运输	14. 外轮理货属于限制类，限于合资、合作。
信息技术服务业	互联网和相关服务	15. 禁止投资互联网上网服务营业场所。
金融业	银行服务	16. 外国银行分行不可从事《中华人民共和国商业银行法》允许经营的“代理发行、代理兑付、承销政府债券”。
		17. 外资银行获准经营人民币业务须满足最低开业时间要求。
		18. 境外投资者投资金融资产管理公司须符合一定数额的总资产要求。
保险业务	19. 非经中国保险监管部门批准，外资保险公司不得与其关联企业从事再保险的分出或者分入业务。	
租赁和商务服务业	会计审计	20. 担任特殊普通合伙会计师事务所首席合伙人（或履行最高管理职责的其他职务），须具有中国国籍。
	统计调查	21. 实行涉外调查机构资格认定制度和涉外社会调查项目审批制度。
		22. 评级服务属于限制类。
其他商务服务	23. 因私出入境中介机构法定代表人须为具有境内常住户口、具有完全民事行为能力的中国公民。	

教育	教育	24. 不得举办实施军事、警察、政治和党校等特殊领域教育机构。
文化、体育和娱乐业	新闻出版、广播影视、金融信息	25. 禁止从事艺术品和数字文献数据库及其出版物等文化产品进口业务（上述服务中，中国入世承诺中已开放的内容除外）。
	文化娱乐	26. 演出经纪机构属于限制类，须由中方控股（由“为本省市提供服务的除外”调整为“为设有自贸试验区的省份提供服务的除外”）。
		27. 大型主题公园的建设、经营属于限制类。

\*注：《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2017年版）》与上一版相比，共减少了10个条目、27项措施。其中，减少的条目包括轨道交通设备制造、医药制造、道路运输、保险业务、会计审计、其他商务服务等6条，同时整合减少了4条。

#### 【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
  - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。